

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2015/7/31号 (No. 206)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

ジェトロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。

本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京天達共和法律事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailでお申し込みください。

＜必要事項＞

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
  - ・相談希望日時
  - ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

＜申込先＞

ジェトロ北京事務所知的財産権部  
E-Mail : PCB-IP@jetro. go. jp

2. 2015年度中小企業知的財産活動支援事業のお知らせ

ジェトロでは中小企業の模倣品対策サポートのため、2015年度中小企業知的財産活動支援事業の公募を開始いたしました。

今年度は、これまで実施してきた模倣品の調査および摘発への助成に加え、新たに防衛型侵害対策にかかる費用を助成する事業を実施いたします。詳しくは、下記事業概要をご覧ください。

【事業概要】

(1) 模倣品対策支援事業

ジェトロが現地の調査機関に委託し、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等についての調査、一部の権利行使を行い、費用の2/3（上限額400万円）を助成します。

※一部の権利行使とは、警告および中国における商標権侵害の行政摘発を指します。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次のURLの公募要領をご覧くださいの上、不な点等ございましたらジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : [http://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service/](http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/)

申請受付期限 : 2015年10月30日（金）

※17:00必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

<2014 年度実績>

2014 年度には 11 件の侵害調査を実施しました。（中国 10 件、米国 1 件）

（2）防衛型侵害対策支援事業

海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、その係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする企業に対し、当該係争にかかった費用の 2/3（上限額 500 万円）を助成します。

助成対象となる係争とは、以下の場合を指します。

- ① 冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。
- ② 無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。
- ③ 産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業（所謂パテント・トロール）から権利侵害で訴えられてしまった場合。

同事業の助成条件や助成対象者（中小企業者の定義）、助成内容等の詳細につきましては、次の URL の公募要領をご覧の上、不明な点等ございましたら、ジェトロ知的財産課までお問合せ下さい。

URL : [http://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas](http://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas)

申請受付期限 : 2015 年 10 月 30 日（金）

※17 : 00 必着（期限内随時受付）

※上記期限内でも予算がなくなり次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込み下さい。

【上記 2 件の事業に関するお問い合わせは、以下担当者までお願い致します。】

ジェトロ知的財産課

担当 : 南澤、唐澤、佐藤、谷波、宮本

TEL : (03) 3582-5198 FAX : (03) 3585-7289

E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp

---

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 研究機関と大学の知的財産権管理規範がパブコメ開始＝SIPO(国家知識産権網 2015 年 7 月 3 日)

○ 中央政府の動き

1. 国務院が「製造強国」計画に指導グループ設置へ、グループ長に馬凱副総理(中国知識産権報 2015 年 6 月 30 日)
2. 「インターネットプラス」戦略に国が指導意見を公表(国家知識産権戦略網 2015 年 6 月 29 日)
3. 第 6 回中米イノベーション対話が米国ワシントンで開催(中国知識産権资讯网 2015 年 6 月 26 日)
4. 国務院、越境電子商取引の迅速な発展を促進、知財権保護強化へ(国家知識産権網 2015 年 6 月 26 日)
5. 国家知識産権局・申長雨局長、ニュージーランド知的財産局長官と会談(国家知識産権網 2015 年 6 月 24 日)
6. 申長雨局長と WIPO 王彬穎事務次長が北京で会談(中国知識産権资讯网 2015 年 6 月 24 日)
7. 中央 4 部署、東北旧工業基地の振興・発展を促進し、知財権保護強化を求める(中国知識産権報 2015 年 7 月 8 日)
8. 何志敏・SIPO 副局長、米国特許商標庁を訪問(国家知識産権網 2015 年 7 月 6 日)
9. 第 7 回中米戦略・経済対話、知的財産権に注目(国家知識産権戦略網 2015 年 7 月 3 日)
10. SIPO・申長雨局長と駐中国デンマーク大使が北京で会談(国家知識産権網 2015 年 7 月 1 日)

11. 中国・ロシア、中国・ポーランドの PPH 試行プログラムが期間延長(国家知識産権網 2015年6月30日)

○ 地方政府の動き

1. 天津が「2015 網剣特別行動」を実施、ネット通販模倣品摘発を強化(中国打撃侵権工作網 2015年7月7日)
2. 浙江省、電子商取引分野の専利保護特別行動で目覚ましい成果(国家知識産権網 2015年7月3日)
3. 青島市、イノベーション発展戦略促進に関する意見を発布(国家知識産権網 2015年7月3日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市司法局と知識産権局、知的財産権調停業務で提携(国家知識産権網 2015年6月28日)
2. 最高人民法院、知的財産権裁判所に関する活動会議を開催(国家知識産権網 2015年7月8日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 陝西知識産権局と公安庁が知的財産権法執行の特別行動を共同実施(国家知識産権網 2015年7月8日)
2. 偽ブランドトナー包装箱の販売網を摘発、3000 万元以上の模倣品を押収(中国打撃侵権工作網 2015年7月6日)

○ 統計関連

1. 中国公証協会：知的財産権に関する公証件数が全体の1%未満(中国政府網 2015年6月29日)
2. 中国の科学技術研究開発者数、米国を抜いて世界一に＝科学技術部報告書(中国知識産権資訊網 2015年6月26日)

○ その他知財関連

1. 国家版權局と米国特許商標庁が著作権保護に関するラウンドテーブルを共催(国家知識産権戦略網 2015年7月1日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 研究機関と大学の知的財産権管理規範がパブコメ開始＝SIP0★★★

7月1日、国家知識産権局は「科学研究組織知的財産権管理規範」と「大学知的財産権管理規範」の意見募集稿を公表し、一般向け意見募集を始めた。

同局専利管理司の責任者は、研究機関と大学は国のイノベーション体系において重要な位置付けにあり、知的財産権活動を強化しなければならないと指摘し、管理標準の作成でその知的財産権活動を確実に強化し、イノベーション活動に活気付く効果的な措置だとの認識を示している。

「科学研究組織知的財産権管理規範」には知的財産権管理システム、管理職責、基礎管理など、「大学知的財産権管理規範」には知的財産権書類管理、管理職責、資源管理、知的財産権全プロセス管理、重要段階の知的財産権保護などに関する内容が盛り込まれている。意見募集の締切日は7月28日。電子メールやファックス、書簡などを通じて意見やアドバイスを提出することができる。

(出典：国家知識産権網 2015年7月3日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 國務院が「製造強国」計画に指導グループ設置へ、グループ長に馬凱副総理★★★

国務院はこのほど、国内製造業の競争力強化に向けた10ヶ年計画「中国製造2025」の具体的な政策を立案していく政府の指導委員会「国家製造強国建設指導グループ」の設置を決めたことを明らかにした。

指導グループ長は馬凱副総理が務め、副グループ長には工業情報化部の苗ウ部長、国務院の肖垂慶副秘書長、国家発展改革委員会（発改委）の林念修副主任、科学技術部の曹健林副部長、財政部の劉昆副部長がそれぞれ任命された。

指導グループは国家知識産権局を含む中央20部門の責任者からなり、事務局は工信部に置かれ、事務局長は工信部の毛偉明副部長が務める。「製造業強国」の建設に向けた全体的調整役となり、製造業発展に向けた重要な計画、政策、プロジェクトの審議、推進を担うという。

（出典：中国知識産権報 2015年6月30日）

### ★★★2. 「インターネットプラス」戦略に国が指導意見を公表★★★

このほど、国務院の李克強総理が主宰する国務院会議で、インターネットと他産業の融合を目指す「互聯網+（インターネットプラス）」戦略を実行するためのロードマップ「インターネットプラス行動指導意見」が承認された。「インターネットプラス」戦略は、李克強総理が今年3月に行った政府活動報告の中で初めて提示された。3ヶ月が経った今、インターネットプラスという新しい産業モデルが国家レベルの行動計画になりつつある。

同意見は、インターネットプラスの推進を通じて、起業・イノベーション、電子商取引（EC）、スマートエネルギー、公共サービス、高効率物流、グリーン・エコロジー、人工知能など新たな産業モデルの形成を可能とする11の重点分野の育成を促進するという目標、任務を明確にした。

「意見」は具体的な支援措置を打ち出し、▽発展を阻害する従来の不合理な制度・政策の整理、▽インターネットと各産業が深く融合できる環境づくり、▽インターネット企業の上場支援——を進めることも方針として盛り込んだ。ハード面では、次世代情報インフラの整備やチップ、サーバーの開発、クラウドやビッグデータの応用を奨励する立場を明示した。

（出典：国家知識産権戦略網 2015年6月29日）

### ★★★3. 第6回中米イノベーション対話が米国ワシントンで開催★★★

6月22日、第6回中米イノベーション対話が米国ワシントンで開催された。中国科学技術部の万鋼部長とジョン・ホルドレン・米大統領科学技術補佐官が共同議長を務め、中国国家知識産権局の何志敏副局長が基調講演を行った。中米両国の政府部門、科学研究機関、企業からの代表が出席した。

何志敏副局長は「知的財産権保護による科学技術イノベーションの推進」をテーマに演説し、知的財産権で科学技術イノベーションを促進する中国政府の戦略、政策を説明した。また、国家知識産権局がキャパシティ・ビルディングの強化、知的財産権の創造・運用・保護・管理・サービスなどを進めるための取組みを紹介した。

中米両国関係者は科学技術イノベーション戦略、知的財産権保護、スマートシティなどについて交流、議論を交わした。

（出典：中国知識産権资讯网 2015年6月26日）

### ★★★4. 国務院、越境電子商取引の迅速な発展を促進、知財権保護強化へ★★★

国務院はこのほど、中国の越境電子商取引の迅速な発展を促進するための新政策を公表した。「越境電子商取引の迅速な発展の促進に関する指導意見」と題する新政策の中で、知的財産権を侵害する違法行為をより厳しく取締り、法執行を強化していく方針を明らかにした。

「意見」は、越境電子商取引の特徴に適する法律体系と監督管理体系の構築を加速し、貿易の利便性を向上させるとしている。国内企業が電子商取引を利用して貿易を行うことを全般的に支持するとともに、重点を絞って実力のある企業が大きく、強くなることも奨励する。企業間の貿易が全プロセ

スのオンライン取引を速やかに実現することを奨励し、取引可能な商品範囲を継続的に拡大する。同時に、越境電子商取引の品質安全監督管理を強化し、越境電子商取引の経営主体及び商品に対して届出管理制度を実施し、経営企業品質安全主体责任を強調し、商品品質安全リスク監督管理を実施するよう求めた。

また、「意見」は越境電子商取引に適切な信用保険サービスを提供し、越境電子商取引の対外貿易総合サービス企業に有効な融資、保険の支援を行うことを明確にした。

(出典：国家知識産権網 2015年6月26日)

#### ★★★5. 国家知識産権局・申長兩局長、ニュージーランド知的財産局長官と会談★★★

6月23日、国家知識産権局(SIPO)の申長兩局長は、ニュージーランド知的財産局(IPONZ)のアマンダ・マクドナルド長官ら一行と北京で会談した。

申長兩局長は、両国の友好、協力が発展している中、SIPOとIPONZは良好な協力関係を保っており、新しい進捗を絶えず取得しているとの認識を示し、今後は相互交流を一段と強化・拡大し、より多くの協力事業を展開していきたいとの期待を表した。

マクドナルド長官は、SIPOとの交流、協力をさらに強化して、権利者により良いサービスを提供することを望むと語った。

(出典：国家知識産権網 2015年6月24日)

#### ★★★6. 申長兩局長とWIPO王彬穎事務次長が北京で会談★★★

中国国家知識産権局(SIPO)申長兩局長はこのほど、世界知的所有権機関(WIPO)の王彬穎事務次長と北京で会談した。申長兩局長は、SIPOとWIPOの協力が重大な意義があると指摘し、協力のさらなる強化で世界の知的財産権の発展に寄与したいと語った。

王彬穎事務次長はフランシス・ガリ事務局長を代表して、WIPOの活動を長年にわたり協力・支援してきたSIPOに感謝の意を表し、知的財産権分野で目覚ましい成果を上げているSIPOとの協力を一層密にしていきたいと話した。

会談に先立ち、SIPOの何志敏副局長と王彬穎事務次長は、高官の相互訪問、研修協力、WIPO中国事務所の活動内容などについて意見交換を行った。

(出典：中国知識産権資訊網 2015年6月24日)

#### ★★★7. 中央4部署、東北旧工業基地の振興・発展を促進し、知財権保護強化を求める★★★

東北3省の経済発展が陥った停滞状態に対応するため、国家発展改革委員会はこのほど、科学技術部、人的資源社会保障部、中国科学院と共同で、26の支援策をまとめた「東北旧工業基地の革新・創業発展を促進し、新たな競争優勢を創出することに関する実施意見」を発表した。

「意見」は、国有企業改革を深め、民営企業のイノベーション能力のレベルアップをサポートし、イノベーション・創業を奨励する文化的雰囲気を作り出し、新興産業、新たな業態の発展を促進する方針を明らかにした。特許・商標・著作権関連の法執行の強化、行政部門と司法機関間の情報共有・連絡の強化、重点産業、基幹・核心技術、基礎先行領域の知的財産権保護の強化を求めた。

また、意見によると、瀋陽、長春、ハルビン、大連等の中心都市で、科学技術と金融の連携テストを展開する。一連の成長性が良くて発展の潜在力がある科学技術型企业に、知的財産権や市場参入などの面においても特別支援を推進する。

(出典：中国知識産権報 2015年7月8日)

#### ★★★8. 何志敏・SIPO副局長、米国特許商標庁を訪問★★★

6月23日、中国国家知識産権局（SIPO）何志敏副局長率いる代表団が米国特許商標庁（USPTO）を訪問した。何志敏副局長とRussell SLIFER次長はシンポジウム共催、PPHプログラムPR、自動化専門家交流、医薬分野データ補充などについて会談を行った。

会談に先立ち、何志敏副局長はミッシェル・リー長官と面会した。何副局長は、USPTOはSIPOの重要なパートナーであり、双方は文献交換、特許審査ハイウェイ、審査業務交流、自動化などの分野で効果的な協力を展開していると指摘し、今年5月に締結した協力覚書に基づき、両庁協力をさらに深めていきたいと語った。ミッシェル・リー長官はこれまで双方が実施した協力事業の成果を高く評価した。

何副局長は会談後、米国弁護士SIPO連絡委員会を訪れた。双方は特許関連法律改正の進捗状況について話し合いをし、協力メカニズムのさらなる強化について議論を交わした。

（出典：国家知識産権網 2015年7月6日）

#### ★★★9. 第7回中米戦略・経済対話、知的財産権に注目★★★

第7回中米戦略・経済対話の枠組みで行われた経済対話の成果が先日発表された。経済政策協力の強化、開放的な貿易・投資の促進、金融安定・改革への支援、グローバル協力といった4大分野が含まれた。

中国側は、▽独占禁止法に基づき北京、上海、広州の反独占機関が発布した知的財産権に関わった行政決定について、現地の知的財産権法廷が関連行政訴訟の管轄権を有する▽連絡グループを通じて知的財産権犯罪者の特定、調査、起訴を引き続き推進する——ことを承諾した。米国側は、スペシャル301条報告書と「悪評の高い市場リスト（Notorious Market）」の中で中国の政府、企業による知的財産権保護の取組みを客観的、公正で、善意を持って評価することを確認した。

（出典：国家知識産権戦略網 2015年7月3日）

#### ★★★10. SIPO・申長雨局長と駐中国デンマーク大使が北京で会談★★★

6月25日、中国国家知識産権局（SIPO）申長雨局長は、駐中国デンマーク大使ピーターセン氏と北京で面会した。

申長雨局長は、ピーターセン大使が2010年に就任して以来、両国の知的財産権分野の協力事業を絶えず推進してきたことを賞賛し、国交樹立65周年を迎えた今年、両国の友好協力が今までにない新たなレベルに達したとし、知的財産権分野の協力がさらに新しい段階に進むよう、デンマークの知的財産権機構との友好、交流を一段と強化していきたいと語った。

ピーターセン大使は、知的財産権保護環境の改善に取り組んでいる国家知識産権局の努力を賞賛し、知的財産権分野での緊密で実務的な協力を引き続き推進し、両国の研究者や知的財産権利用者により優れたサービスを提供したいと表明した。

（出典：国家知識産権網 2015年7月1日）

#### ★★★11. 中国・ロシア、中国・ポーランドのPPH試行プログラムが期間延長★★★

国家知識産権局とロシア特許庁は、6月30日に期間満了を迎える両国間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを3年間延長し、2018年7月1日まで実施すると決定した。

また、国家知識産権局とポーランド特許庁が発表した「特許審査分野の協力深化と特許審査ハイウェイ試行プログラム延長に関する意向声明」によると、両庁間のPPH試行プログラムは7月1日より無期限延長することになる。

国家知識産権局とロシア特許庁は2012年7月1日に、国家知識産権局とポーランド特許庁は2013年7月1日にそれぞれPPH試行プログラムを開始した。いずれも今年6月30日に期間満了となる。

（出典：国家知識産権網 2015年6月30日）

## ○ 地方政府の動き

## ★★★1. 天津が「2015 網剣特別行動」を実施、ネット通販模倣品摘発を強化★★★

天津市の市場監視管理部門はインターネット上の知的財産権侵害・模倣品販売を摘発する「2015 網剣特別行動」を今年 11 月末まで実施すると決定した。天津市市場監視管理委員会の関係者が明らかにした。

特別行動は、電子製品と自動車部品、アパレル、児童用品などを中心に、ネット取引プラットフォームへの監視管理を強化し、商標権侵害や模倣品販売など違法行為を厳しく取り締まる。市場監視管理委員会はネット取引に関する経営者データバンクの整備を進め、各区、県の経営者数などの情報を把握するとともに、通信管理当局との連携を強化し、違法サイトを摘発し、消費者や経営者の合法的権益の保護に努めるとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2015 年 7 月 7 日)

## ★★★2. 浙江省、電子商取引分野の専利保護特別行動で目覚ましい成果★★★

浙江省知識産権局は今年 4 月下旬、電子商取引分野の専利保護特別行動を始めた。電子商取引大手のアリババを含む電子商取引企業と提携して、電子商取引分野の専利（特許、実用新案、意匠）権侵害、詐称行為の取り締まりに取り組み、目覚ましい成果を上げている。

上半期に全省の知的財産権管理機構は電子商取引分野の専利権紛争 1500 件余りを処理した。専利権紛争事件全体の 48.6%を占める。この中、特別行動において 625 件を処理し、権利侵害行為が確認された 480 のネット店舗を閉鎖させた。

「浙江省電子商取引分野の専利保護活動指導意見」を徹底するために、省知識産権局はアリババなど電子商取引企業に要員を派遣し、ネット上の権利侵害紛争処理業務を支援している。また、専利法執行業務の効率向上を狙い、企業との会商・意思疎通を四半期ごとに行い、電子商取引産業の健全な発展を促進した。

(出典：国家知識産権網 2015 年 7 月 3 日)

## ★★★3. 青島市、イノベーション発展戦略促進に関する意見を発布★★★

青島市はこのほど、「イノベーションによる発展駆動戦略の実施推進に関する意見」を発布し、知的財産権の保護、運用を強化し、イノベーション奨励の公平な競争環境を構築する方針を明らかにした。

「意見」は、▽2015 年から 2020 年までの「青島市知的財産権戦略行動計画」の作成、▽PCT 国際出願を中心とした特許の創造、運用奨励制度の整備、▽著作権無料登録活動の推進、▽ハイエンドサービス機構と人材の誘致、▽知的財産権裁判所の設置と民事・刑事・行政「三審合一」制度の整備、▽権利侵害摘発体制の健全化、▽特許、商標、著作権の「三合一」管理体制の導入——などの内容を取り込んだ。

このほか、青島市は「創新（革新）の都市、創業の都、創客（アイデアを現実に変える人）の島」という「三創」戦略に注力し、「大衆創業、万衆創新」（大衆の起業、万人のイノベーション）に相応しい政策的環境作りに取り組む方針を固めた。

(出典：国家知識産権網 2015 年 7 月 3 日)

## ○ 司法関連の動き

## ★★★1. 北京市司法局と知識産権局、知的財産権調停業務で提携★★★

6 月 11 日、北京市司法局は「北京市人民調停活動会議」を開催した。市知識産権局の李鐘副局長と知的財産権協調処、北京知的財産権保護支援センターの代表が出席した。

市知識産権局が推薦した、北京ソフトウェア・情報サービス業協会傘下の知的財産権紛争人民調停委員会を含めた 6 つの人民調停組織は、司法局の指定した第 1 陣の「知的財産権業界専門人民調停組

織」として司法局の責任者から銘板が授与された。また、知的財産権分野の人民調停業務のさらなる強化を狙い、市司法局と市知識産権局は「知的財産権業界専門人民調停組織の発展推進に関する協力協定」を締結した。

「首都知的財産権戦略行動計画（2015～2020年）」を徹底するために、市司法局の協力の下、市知識産権局は次世代情報技術とクリエイティブ産業に重点を置いた人民調停活動の推進と、知的財産権紛争の多次元的な調停メカニズムの整備に取り組んでいる。第1陣に指定された6つの「知的財産権業界専門人民調停組織」は業界協会の優位性を生かして、迅速な紛争解決と和解成立を促進することが期待される。

（出典：国家知識産権網 2015年6月28日）

### ★★★2. 最高人民法院、知的財産権裁判所に関する活動会議を開催★★★

6月30日、全国知的財産権裁判所活動会議が北京で開催された。最高人民法院（最高裁）の周強院長が議長を務めた。最高裁・民事第三法廷の宋晓明院長、北京知的財産権裁判所の宿遷院長、上海知的財産権裁判所の呉偕林院長、広州知的財産権裁判所の楊宗仁院長がそれぞれ会議で活動報告を行った。

周強院長は演説の中で、北京、上海、広州の知的財産権裁判所の設立は司法体制改革の重要な一環で、知的財産権司法保護分野の一里塚となる重大な出来事だと強調した上、▽知的財産権裁判所の発展を積極的に推進し、▽公正な裁判を確保し、▽改革、革新の方針を徹底し、知的財産権裁判体制の整備を促進し、▽知的財産権法律のPRと司法公開を一層強化するよう求めた。

（出典：国家知識産権網 2015年7月8日）

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 陝西知識産権局と公安庁が知的財産権法執行の特別行動を共同実施★★★

陝西省知識産権局と省公安庁はこのほど知的財産権法執行の特別行動を共同で実施し、榆林市で知的財産権侵害の重大事件を多数摘発した。

早い段階から公安機関が参加した今回の特別行動で、行政法執行機関と司法機関間の順調な連携が実現し、集団的権利侵害行為を効果的に取り締まることができた。また、省全体の行政法執行機関の力を集中したことで、権利侵害紛争事件に関する審理業務の質が向上し、初めて導入した録音・録画制度により取り調べ手続きの合法性が確保された。

特別行動の実施により、権利者と市民の合法的権益、安定的な社会秩序が守られ、陝西省の専利行政法執行活動の社会的影響力が拡大された。

（出典：国家知識産権網 2015年7月8日）

### ★★★2. 偽ブランドトナー包装箱の販売網を摘発、3000万元以上の模倣品を押収★★★

広州市増城区の公安局は、広東、浙江、陝西などの省を跨ぐ偽物のトナーカートリッジ包装箱の販売網を摘発したと発表した。この事件で容疑者13人を逮捕し、総額3000万元を超える偽ブランドのトナーカートリッジの包装箱を押収した。

発表によると、今年3月、警察は市民からの通報を受け、増城にある紙製品工場を捜査し、ヒューレット・パカードやキヤノンなどを詐称した大量のトナーカートリッジ包装箱を発見した。その後の調査で、広東、浙江、陝西などを結ぶ偽包装箱の販売網を特定した。公安部の指示に基づき、各地公安部門は協力して一斉取り締まりを実施し、5つの犯罪グループを摘発し、容疑者13人を逮捕したほか、7つの模倣品製造販売拠点を閉鎖させた。

（出典：中国打撃侵權工作網 2015年7月6日）

## ○ 統計関連



## ★★★1. 中国公証協会：知的財産権に関する公証件数が全体の1%未満★★★

中国公証協会と司法部が共同発表した「中国公証サービス知的財産権発展状況報告書」は、中国の知的財産権に関する公証件数はまだ少なく、全体の1%にも達していないが、大幅成長の傾向を示し、全体的に見て発展潜在力が大きいと指摘した。

統計によると、2006年～2013年、国内25省（自治区、直轄市を含む）の知的財産権に関する公証件数は59万1654件に達する。2013年は10万8732件で、通年の公証業務総件数（1168万5034件）の0.93%を占めた。

公証事項の内容からみれば、営業免許など主体資格の公証、商標譲渡声明など声明書の公証のほか、許諾書や契約、保管業務、証拠保全などが含まれた。

（出典：中国政府網 2015年6月29日）

## ★★★2. 中国の科学技術研究開発者数、米国を抜いて世界一に＝科学技術部報告書★★★

中国科学技術部がこのほど発表した「中国科学技術人材発展報告書（2014）」によると、中国の研究開発者数は米国を抜いて世界一となった。

同報告書が明らかにしたところによると、2013年までの中国研究開発者数は累計7105万人に達し、中国はすでに世界の科学技術マンパワー大国となった。そのうち、基礎研究・応用研究・試験発展など、中心的な科学技術活動に従事するR&D従事者数が急増し、2013年に501万8000人に達した。フルタイム当量（FTE、1人の常勤職員が処理可能な仕事率を表す単位）では353万3000人に達し、米国を抜き世界一。中国のR&D人員の市場進出が進んでおり、2013年には77.6%が企業に在籍していた。一方、中国の科学技術人的資源が世界トップでありながら、1人当たりの創出率が先進国に遅れていて、ハイレベルのイノベーション人材は依然として少ないことも現状である。

（出典：中国知識産権资讯网 2015年6月26日）

## ○ その他知財関連

## ★★★1. 国家版權局と米国特許商標庁が著作権保護に関するラウンドテーブルを共催★★★

中国国家版權局と米国特許商標庁はこのほど、「図書館・教育環境下の著作権保護」をテーマとしたラウンドテーブルを上海で共催した。学術、教育、図書館に関わる著作権保護の重要性と共に注目する課題について議論を交わし、経験を交流した。

国家版權局と米国特許商標庁、米国著作権庁は2008年に「戦略的協力覚書」を締結した。ラウンドテーブルは同枠組みにおける2015年度活動計画の一環で、中米間の図書館著作権保護に関する協力・交流を一段と促進することが狙いである。

中米両国の著作権管理当局、知的財産権裁判所、図書館、大学、出版社からのおおよそ80名の代表がラウンドテーブルに出席した。華東政法大学が会議の運営を担当した。

（出典：国家知識産権戦略網 2015年7月1日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部